

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の
一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）第三条並びに附則第三条から第十一条まで、第二十二條、
第二十八條及び第三十條の規定の施行期日は、令和二年四月一日とすること。